農林土木工事特記仕様書（令和元年7月15日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。

なお，工事途中で改定された場合は，この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県農林土木工事共通仕様書　平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書　平成28年10月」の「第1編共通編」において，「7日以内」，「5日以内」，「7日まで」とあるのは「土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内」と，「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と，それぞれ読み替えるものとする。また，「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において，「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1　適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は，徳島県農林水産部，各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事，治山工事，林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について，統一的な解釈及び運用を図るとともに，その他必要な事項を定め，もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6　工事実績データの登録

受注者は，請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に，工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき，工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内に，登録内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内に，しゅん工時は工事しゅん工承認後，土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内に，訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，請負代金額のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には，速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお，変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できる。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4.再生資源利用計画

受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2　条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. ＣＯＢＲＩＳの入力方法

受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35　工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお，当面は，経過措置期間とするが，こ

の期間においても使用に努めなければならない。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で，かつ，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下，「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は，選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合，品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は，工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き，特別の事情がない限り，工事開始日以降３０日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず，詳細が確定した段階で，当該部分の施工計画書を作成し，監督員に提出することができるものとする。

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化）

第３条　受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は，下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】- デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第４条　現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては，「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成２９年３月）」を基本とし，構造物の種類，部材の種類と大きさ，鋼材の配筋条件，コンクリートの運搬，打込み，締固め等の作業条件を適切に考慮し，スランプ値を設定するものとする。ただし，一般的な鉄筋コンクリート構造物においては，スランプ値は１２ｃｍとすることを標準とする。

２　受注者は，設計図書のスランプ値の変更に際して，コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し，監督員へ提出し協議す

るものとする。なお，品質確認方法については，監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

第５条　徳島県農林土木工事共通仕様書の「第１編共通編第３章無筋・鉄筋コンクリート第２節適用すべき諸基準１.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（仮設トイレの洋式化）

第６条　受注者は，仮設トイレを設置する場合，原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は，現場代理人及び主任技術者が女性の場合，設置する仮設トイレについては，「快適トイレ」を標準とする。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない。

３　受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。 ・快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（情報共有システム活用工事）

第７条　受注者は，本工事において情報共有システム（以下，「システム」という。）の活用を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，システム活用の試行対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は，下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

（本工事の特記仕様事項）

第８条　本工事における特記仕様事項は，別紙のとおりとする。

R1阿耕　国附　那賀川平島　分水ゲート製作据付1工事

特　記　仕　様　書

（　別　紙　）

第１章　総　則

本工事の施工にあたっては、「徳島県農林土木工事共通仕様書（平成 28 年 10 月）」(以下「仕様書」という)に基づいて実施するものとする。ただし、仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りでない。

同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第２章　工事内容

1. 目　的

本工事は、那賀川平島幹線水路から那賀川平島幹線水路、原下用水路の２路線に分岐する用水路、及び、那賀川平島幹線水路から上福井用水路、古津用水路、赤池・三栗・須賀用水路の3路線に分岐する用水路の分水量の調整を行うための、老朽化した水門設備を更新するものである。

2. 工事場所

徳島県阿南市羽ノ浦町・那賀川町

3. 工事概要

本工事は、ゲート設備の製作及び据付工事でその概要は次のとおりである。

1）原下用水分水樋門

・ ステンレス製門柱型スライドゲート

形式　プレートガーダ構造

Ｂ 1200mm ×　Ｈ 700mm ･････････････････ １門

・ 開閉装置

形式　手動ラック式

10KN 用　･････････････････････････････････ １基

・ 二次コンクリート工

操作台 ･････････････････････････････････････ １式

2)江ノ口分水樋門

・ ステンレス製門柱型スライドゲート

形式　プレートガーダ構造

B 2130mm × H 730mm ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 門

・ 開閉装置

形式　手動ラック式

20KN 用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 基

・ 鋼製付属設備

操作台 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

第 3 章　施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、本仕様書並びに添付図面に基づき別紙工事数量表に示すものの、設計、製作、輸送、据付、試運転調整までの一切とする。

2. 次に示すものは本工事の範囲外とする。

1) 仮締切工事及び水替工事

（但し、ゲートの据付に必要な軽微な仮締切と水替は受注者が行うものとする。）

2) 工事用仮設道路

第４章　現場条件

1.　地質・土質

ゲート設置は、コンクリート躯体内に付き該当無し。ただし、仮設機械（クレーン等）の設置場所は監督職員と協議により行うものとする。

2.　湧水

なし。ただし、雨水の影響を受ける。

3.　第三者及び関係機関との調整

関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

4.　関連工事との調整

本工事仮設道路は下記工事と供用するものである。仮設道路用敷鉄板敷設は下記工事受注者が行う。このため、下記工事受注者と十分な連絡・調整・協力を図り、工事を進めるとともに、両工事の工程に支障が生じないよう留意すること。

1）R1阿耕　国附　那賀川平島　用水路8工事

第５章　工事電力及び用地等

1．工事用電力

本工事の据付に必要な電力及び施設は、受注者の負担とする。

2．用地

本工事の用地については、指定地域以外は、受注者の負担とする。

第６章　提出書類

提出書類の部数は次のとおりとする。

（１）承認図書　　提出部数　２部（A4 サイズ）。
（２）完成図書　　提出部数　２部（A4 サイズ）。
（３）その他協議書類　　監督職員の指示によるものとする。

第７章　設　計

1．設計一般

1）ゲート設備は設計図書に示される水位条件に対して強度、剛性を有し、振動、衝撃、座屈に対し、安全な構造でなければならない。

2）ゲート設備は、運転操作及び維持管理の容易な構造でなければならない。

2．設計諸元

1）原下用水分水樋門　ゲート本体

型　　式	ステンレス製門柱型スライドゲート(ラック式)
有効断面	B1200mm × H700mm　１門
水密方式	前面３方ゴム水密
設計水深	700mm
操作水深	700mm
揚　　程	700mm
操作方式	手動
開閉機型式	単動ラック式　10KN 用
設 置 数	１門

2）江野口分水樋門　ゲート本体

型　　式	ステンレス製門柱型スライドゲート(ラック式)
有効断面	B2130mm × H730mm　３門
水密方式	前面３方ゴム水密
設計水深	730mm
操作水深	730mm
揚　　程	830mm
操作方式	手動
開閉機型式	連動ラック式　20KN 用
設 置 数	３門

3．準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は下記基準によるものとする。

（１） 徳島県農林土木工事共通仕様書 （徳島県）
（２） 土地改良事業計画設計基準 （農林水産省構造改善局）
（３） 鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）（農林水産省構造改善局）
（４） 水門鉄管技術基準 （水門鉄管協会）
（５） ダム・堰施設技術基準（案） （ダム・堰施設技術協会）
（６） 日本工業規格（JIS） （日本規格協会）
（７） 労働安全衛生規則
（８） その他関連法規、規定、基準等

第８章　構造及び製作

1．共通事項

構造等については、農林水産省農村振興局整備部設計課「施設機械工事等共通仕様書」（以下「施設仕様書」という）第２編第１章第２節「扉体・戸当り・固定部」及び第３節「開閉装置」を準用する。

2．主要鋼材等

製作に使用する鋼材等は次の規格又はこれと同等もしくはそれ以上のものとする。

1）原下用水分水樋門

ゲート本体

品　名	材　質	品　名	材　質
扉体本体	SUS304	戸当り(露出部)	SUS304
扉体吊上金物	SUS304	戸当り(埋設部)	SS400
水密ゴム押え板	SUS304		
水密ゴム	合成ゴム		

開閉装置

品　名	材　質	品　名	材　質
開閉機本体	FC200 他	ラック棒継手	SUS304
ラック棒カバー(目盛付き)	SUS304	吊上ピン	SUS304
ラック棒	SUS304	開閉機ベース	SUS304

2)江野口分水樋門

ゲート本体

品　名	材　質	品　名	材　質
扉体本体	SUS304	戸当り(露出部)	SUS304
扉体吊上金物	SUS304	戸当り(埋設部)	SS400
水密ゴム押え板	SUS304		
水密ゴム	合成ゴム		

開閉装置

品　名	材　質	品　名	材　質
開閉機本体	FC200 他	吊上ピン	SUS304
ラック棒	SUS304	ラック棒カバー	SUS304
ラック棒継手	SUS304		

付属設備

品　名	材　質	品　名	材　質
ボルト・ナット	SUS304	操作台	SUS304
取付アンカー類	SUS304		

3. 工場製作

1) 扉体主桁の構造については、溶接接合を標準とする。
また、溶接接合は連続溶接とする。

2) 扉体は、溜水が生じない構造とし、点検・整備のための吊上げ脱着可能な構造とする。

3) 支承部は、扉体を円滑に操作でき、維持管理の容易な形式・構造とする。

第 9 章　据付工事

1. 輸　送

輸送にあたっては、「施設仕様書」第 1 編第 3 章第 7 節輸送を準用する。

2. ゲート設備

1) ゲートの配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

2) ゲートの据付に重機械を使用するときは、既設構造物に損傷を与えないよう留意するものとする。

3) 機器の締付及び溶接は入念に施工するものとする。

第 10 章　塗　装

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

１）　塗装に先立ち塗装面は充分に下地処理を行い、錆・黒皮・塵・油類・その他付着物を完全に除去するものとする

２）コンクリート埋設部及びステンレス鋼材の表面は、原則として塗装は行わないとする。

３）ステンレス鋼材の表面は酸洗い処理を施すものとする。

４）機器単体品については、各メーカーの標準仕様とする。

５）現地塗装は原則として、補修及びタッチアップのみとする。現地接合部の塗装は、工場塗装と同種類の塗装とするが刷毛塗りが原則である。

第 11 章　施工管理

1．一般事項

1）段階確認（検側等）

本工事は下記の段階で確認を受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

■工場検査

・材料検査

・仮組立検査（戸当り、門扉、巻上機等）

■現地検査

・戸当り、門扉、巻上機の芯出し

・二次コンクリート打設

・据付状況

・据付完了後、総合試運転時

2）留意点

■輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等を記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

■機械設備の据付

据付に当たっては、厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音の無いように正確に据え付けなければならない。

2．管理基準

受注者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（平成 30 年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（平成 28 年 10 月）に準拠し施工管理するものとする。

3．写真管理基準（工事記録写真）

1）一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は、監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は、必要な都度、提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

2）撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置、寸法等を表示するものとする。

第 12 章　その他

1.　契約書、発注図及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上、又は製作、据付上当然と認められる軽微な事項については受注者の責において対処するものとする。

2.　この仕様書に定めなき事項、又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。

また、契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上支障が生じた場合は速やかに処理するものとする。